

○名取委員長 それでは、時間になりましたので、第45回「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会」を開催したいと思います。

本日の議題は3点で、主に健康診断にかかる必要経費の補償と記念誌をどうするのかという点です。健康診断の実施のところでは、特にレントゲンのリスクについて村山委員のほうから資料が出ておりますので、それを検討させていただきます。とりあえずその点の3つが今日の大きな論点ということになります。

次回の委員会で、ホームページの件をどうするかという点、健康診断の細かい点（大筋は先日話を大体出させていただいたので確認をして）、最終案については、1月ぐらいの委員会で出させていただいて、決まればそれでよし決まらなければ、もう一回委員会を2月なり3月上旬に開くという手順で進めていこうと考えております。

それでは、事務局のほうで事務的な資料についての確認、その他について、御説明をお願いいたします。

○横山児童保育課長 それでは、本日の委員でございますが、まず委員等の出席状況で、現在、19時を過ぎましたが、保坂委員、龍野委員、長松委員がまだお見えになっておられない状況でございます。

幹事のほうでございますが、本日、石原保健衛生部長が都合がつかず御欠席しております。

また、お配りしました資料は、今、委員長からもございましたが、まず1枚目が会議の次第。

資料第6-1 「2019年以降のアスベスト関連検診（案）」で、ホチキスどめのものが1つ。

資料第6-2、横向きの補償フローチャートが1枚。

資料第6-3、ホームページ掲載事項の検討案で、ホチキスどめで1つ。

なお、こちらの資料6号につきましては、前回と同じ資料を改めてお配りをしております。

資料第7号、補償費用（事務局案）が1枚。

資料第8号、ホチキスどめですが、ホームページのコピーをしたもの。

資料第9-1号、保護者委員作成資料としまして、記念誌の案が1枚。

資料第9-2号、同様のもので事務局の案が1枚。

参考1 「健康診断に伴う放射線被ばくにより想定されるリスクの程度」という資料が1枚。

参考2、本日お越し頂いておりますが、久保先生からおつけいただいた資料が1枚。

なお、資料番号を振ってございませんが、本日追加資料といたしまして2枚お配りしております。

1つが、2019年以降のアスベスト検診の論点を整理したものがA4で1枚。

最後に、条例のコピーで「審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例」のコピーしたものを1枚、お配りさせていただいております。

以上、資料はお配りしたものがございますが、こちらについて過不足等はございませんでしょうか。もし欠けたものがございましたら、適宜御指摘いただければと思います。よろしくお願いします。

資料の確認は以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございました。

後からいらした委員がいらっしゃるので、もう一回確認しますが、きょうの議題としては、健康診断にかかる必要な経費の大筋のところについて御協議いただきて、大筋は御了承いただきたいということが一つで、久保先生にきょう来ていただいております。

2番目は、記念誌についても、きょうの段階で大筋のところは決めててしまいたいと思っております。

3番目に、健康診断の実施内容については、先日、大分討論していただきましたので、きょうは放射線のリスクについて、村山先生の資料をもとに話を聞いて、その上で、大筋は大体先日御意見をいただいたので、次回、1月に一応予定しておりますが、その段階で健康診断の中身等についての最終案は決めるという形になりますし、その際にホームページの掲載もどのようにしたほうがいいかの議論、その2点については、次回の委員会でおおむね扱う形で今考えておりますので、その点、きょうの進行についてはよろしいですか。

(首肯する委員あり)

○名取委員長 そうさせていただきます。

まず、次第1に入ります。

文京区のばく露というのは1999年のばく露（委員会「暴露→ばく露」に一括変換しています）で、今、ばく露してから19年たったところなのです。実はアスベスト関連疾患というのは、おおむね40年前後してから出るときが一番多いと言われていて、10年間はまず出ない。実際問題、20年ぐらい出ないということが多いので、健康診断についても20年たってから決めましょうということで、来年度のことをことし決めるということになっておるわけです。

実際に1972（昭和47）年から昭和57年に保育園でばく露していた例が藤沢市であって、その委員会を村山先生が委員長でされていて、私も委員です。その場合ですと、医療の問題だけではなくて法律の問題とか、色々な費用の負担が妥当かとなると、法律家が入らないと話がなかなか進みにくいことがあります。藤沢市委員会の法律担当の色々な部分をお書きいただいた横浜弁護士会所属の久保博道先生を今日はお招きしております。

今回、文京区の案としてつくった資料6-1、6-2等については、久保先生の御尽力もあってつくったものを参考にして文京区案という形に書き直したりしているものがございます。

参考として、文京区のほうからも、文京区の費用弁償に関する条例の件、久保先生のほうから参考資料2も出されておりますので、その資料4つぐらいをもとにしていただきまして、ぜひ御検討いただこうと思います。

それでは、久保先生のほうから、御資料を含めて御提案をいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○久保弁護士 横浜弁護士会ということですけれども、去年、名前が神奈川県弁護士会に変わりましたので、その所属の弁護士の久保と申します。

私は、藤沢市の委員会に、平成27年でしたか発足時から、弁護士会推薦の委員として参加させていただいて、私自身は弁護士をずっとしてきましたけれども、幾つかの公害事件を担当したりする中で、我々がやる場合には訴訟ですから、損害賠償請求ということになるのですけれども、行政が構築するこういう補償制度というものについて、その事件の々々に、いろいろ見たり聞いたりあるいはこちらから要望を出したりということはあったわけなのですけれども、実際に補償制度を構築する側に立つというのは、普通はどんな弁護士でもほとんどそういう経験はないので、なかなか藤沢市の委員会でもいろいろな例を見ながら苦労はしたのです。

そういう中から、きょうは、こちらの文京区の委員会のほうで、検診にかかる費用についてどう考えていくかということについて、藤沢市の経験を話してほしいというようなことで参りました。

それで、この資料6-1のところで、私のお話しする内容というのは、5ページの「(2)アスベスト関連疾患検診にかかる必要経費の補償」ということで、既にごらんになっていらっしゃるということですが、ことし提出しました藤沢市の報告書のこの検診にかかる必要経費の補償と同じような内容になっていますので、これをもとにお話をすればよろしいのではないかと考えています。

これは最後の報告書なのですけれども、私が参考2で、検診にかかる補償に関する報告ということについて、その時点での仮のまとめを委員会で検討した中で、簡単に整理したものです。

金額という問題に関しては、報告書の段階でさらに変わっていますし、報告書を受けてさらに藤沢市自身でどういう検診の費用を考えていくかという方向性の金額、考え方は報告書にのっとった形で考えていただいているのですが、金額については市自身がさらに提案を現在しております。

最初は検診参加補償というようなことで検討を始めたのですけれども、通常、病気を発症していないのにもかかわらず、こういう検診の費用を負担するというのは、どういう考え方で負担することになるのかということで、要は、我々法律家は因果関係と言いますけれども、補償する以上は、そのアスベストばく露によってその損害が生じるという因果関係がなければ、通常は損害賠償の世界では損害として認められないわけです。

こういうアスベストばく露があったということを前提にすると、人間というか、通常人の行動からすればそれを不安に思い、検診というものをするというのは、通常、合理的な行動であろうということが言われまして、そういう中で検診の費用というのは、やはり損害ないしは補償の一部と考えるべきであろうということで、考えました。

同じような例で、資料はお配りしたのですが、今回の東北の大震災で、福島原子力発電所の事故で、周辺にかなりの放射線がまき散らされたということを前提に、原発に関する紛争解決センターというのが政府に設けられて、被害を受けた方に対して紛争の調停をしていくという制度、仕組みが、皆さん御存じだと思うのですができています。

その中で、最初に中間指針ということなのですが、要するに、そういう調停なり和解をしていく中で、ある程度指針を示したほうがいいだろうということで、政府の審査会がそのような指針を示しています。その中に、やはり放射線の問題というのは、若干アスベストのこういうばく露の問題と、問題状況が似ているわけなので、そういう意味で参考になるかと思って、それを見たわけです。

こういう検査費用という項目がありまして、その中に説明として、みずからの身体が放射線にばく露したのではないかとの不安を抱き、この不安感を払拭するために検査を受けることは、通常、合理的な行動と言えると。したがって、その合理的な行動によって損害が生じたならば、その分についての費用は負担するということでいいのではないかと一応の指針が示されています。

なかなかこういう事案というのは、通常の公害事件という中では、実際に発症したり病気になったり、経済的な損失を受けないで、受けた段階でいろいろ問題になることが多いのですけれども、放射線とかアスベストばく露のように、これから発症するかもしれないという危険を抱えたままの中で検診を受けるというのは、通常人であれば当然の行動であって、その費用については損害として補填すべきだろうという考え方になるわけです。

この中間指針では検査費用ということで、具体的には交通費等の付随費用を含むということで、交通費は賠償すべき損害となっているのですが、今回問題になっているのは、交通費もさることながら、私どものほうでは最初、検診による補償、検診の参加補償というような意味で、最後の報告書では検診手当という名前になっています。

検診を受けるための時間、全部ではないのですが藤沢市のはうで主催して、そこで検診を受けていただく、受ける機会を設けるという仕組みになるわけなのですが、その希望者が検診に来た場合に、その交通費以外にそれだけの時間を要して来るということで、それについての一定の補償が必要であろうということを考えたわけです。

交通費のほうは、実際にその方から出していくお金なので、損害として見やすいわけなのですが、検診に参加したがためにどういう利益が失われるかということを考えた場合に、通常は、よく交通事故等では休業損害と言われるのですけれども、1日なり半日なり、その時間はとられるという中で、それについて一定の補償をするということになれば、その間、仕事ないしはいろいろな日常生活の中でやるべきことができない、できることによって失われる利益というものを補償するという考え方になるのではないかと考えました。

私の参考2のメモのところでは、一番最後のところにとじられていますけれども、(3)のところで「検診対象者に対して支給する補償は、①検診にかかる移動のために要する交通費、②検診のために業務を休んだことによる逸失利益の喪失又は時間を拘束されたこと

による無形の損失に対するもの」で、それについて一回につき一定額を定めて支給するというような考え方で臨もうということになりました。

実際、半日とか、検診のために時間が費やされたとしても、実施、本当にそれで給料が差し引かれるのかあるいは自営業の人が損害を受けるのか、通常、交通事故等の場合でも、専業主婦であっても、平均賃金で計算して、一応逸失利益があるのだという計算をするのですが、必ずしも半日とか1日、現実にそういうものを得ていて失われるかというと、そういうものではないのですけれども、この時点で考えたときには、時間を拘束したことによる無形の損失というものを考えて、若干、検診に来なければいけない精神的な苦痛も含めて一定額を支給しようと、それだけの負担がその方にかかるということになりますから、そういう考え方でこれを定型化した形で補償をしようということになりました。

その中で、では、幾らにしたらいいのかという金額の問題がありまして、最初の補償検討部会の提案では、一応、その検診等に半日かかるというようなことで、ここに挙げた賃金センサスの全年齢平均とか、アルバイトの時給で大体このぐらいではないかとか、最低賃金はこうであろうかとか、我々に關係するということになってしまいますが、裁判員とか、裁判で証人として呼ばれた場合の日当というのは裁判所で決めているのですが、それは1日8,000円以内というような決まりで支給されています。

これ以外にも現実には参考にしたもののは藤沢市もあるのですけれども、一応、それの中から半日ぐらいかかるのではないかということで5,000円という金額を、この段階では考えました。

半日というと、大体8時間労働と考えると4時間なのですけれども、そういう意味では、検診と説明会を同時に開くということで、両方参加した場合にどのぐらい時間がかかるかということを市のほうで出していただいたら、3時間30分ぐらいで終わるのではないかということで、4時間ぐらいで全体が終わると考えれば5,000円ぐらいということを提案いたしました。

ただ、いろいろ委員会の中で検討する中で、これは統計あるいは参考資料としてはこういうのがあるのですけれども、現実に本当に逸失利益、失われた利益というのが各対象者について考えられるのかどうかという問題とか、いろいろ検討する中で、最終的にはこちらの資料6-2に文京区という形で入れかえていますけれども、先ほど紹介しました5ページの「(2) アスベスト関連疾患検診にかかる必要経費の補償」の①の「(ア) 検診手当」ということで、報告書では「当日において4時間以内の所要時間である場合は2,500円、4時間を超える所要時間の場合は、それに加えて更に2,500円を対象者各人に對し支給することが望ましい」という最終報告になりました。

ですから、最初のこういう統計等から見ると、半分、半額程度がいいのではないかということになっています。これは実際に幾らというのはなかなか難しいので、委員の皆さんのが感覚で、高過ぎる安過ぎるというようなことで、この金額に落ちついたというのが実態です。

検診手当はそんな形で決まっていきまして、交通費のほうは、先ほどの資料6-2、今の資料6-1の次ですけれども、フローチャートで載っています。

これは読影の費用も含めて、読影の費用というよりも、画像を入手する際にいろいろ費用がかかる場合があるわけでして、それを藤沢市で直接払う場合には直接払う。できない場合には、また藤沢市からその金額を申し出てもらって。

○名取委員長 文京区ですね。

○久保弁護士 藤沢市の場合はです。藤沢市の場合はそういう形で決めまして、いろいろなケースがあるということで決めまして、こういうフローチャートにまとめています。

これは実際やらないと、どういう事例が出てくるかわからないので、これは藤沢市の方にこういうケースがあると。ここでは文京区になっていますけれども、藤沢市が主催する撮影機会に参加する場合はそれでいいのですけれども、参加できない場合に、既に健康診断等で撮影した画像を提供してもらうとか、新たに受診して撮影をした場合はどうかというようなことで考えまして、その場合の交通費、その取り寄せ費用等について負担すると。領収書を出してもらって、交通費についても計算して出すということで、報告書では提案しました。それを、先ほどの6-1の資料では、5ページのところで「(イ) 交通費」ということで、実費を支給するという形で報告書では提案しました。

実際に、報告書の後、藤沢市のほうで今考えている支給内容としては、画像を取得するための費用は市で負担するとしても、結果的に、日当と交通費をあわせて、一回につき4,000円という金額を考えているようです。

私どものほうの提案で2,500円が日当だとすると、1,500円が交通費ということで一定額にコンクリートしたような形の考え方で進めるという方向のようです。

本当は、いろいろ遠いところからいらっしゃる方も場合によってはいるので、定額がふさわしいかどうかという問題はあるのですが、やはり領収書を一々出してもらったり、交通の経路をいろいろ聞いて、それが本当なのかどうかとか、事務の内容からすると、定額にして日当と一緒に払うというのも一つの考え方だろうということで、特にこの方向については、委員会全体にも報告はあったのですけれども、委員の私のほうからは特にそれについて異論とかそういうものは出ませんでした。

一応、そんなことで、藤沢市のほうは疾患の検診に関する必要経費の補償を考えて実行しようとなっています。

文京区とは違って、それでもこちらが10年、20年たっていると、保護者の方、本人の方が、藤沢市で言えば藤沢市内からいろいろなところに生活の本拠が移っておられる方がいるので、そういう方が実際に検診に来たり説明を聞きたいという場合に、かなりの交通費がかかる場合もありますので、場合によっては、本来、検診にしろ何にしろ、地元でやってできないことはないというお話なのですけれども、ケースによってはいろいろこれからやっていく中で出てくるかもしれませんので、その場合には、また、市なり対策委員会で検討して、適正な補償といいますか手当を出すというような考え方で進めています。

一応、私のほうは、お話のあった件に関してはそんなような報告になります。

○名取委員長 先生、確認させていただくと、フローチャートの中で、文京区が主催する検診には参加できない方についてはおおむねこちらのフローチャートで決まっていると。それは変わっていないという理解でよろしいのですね。

○久保弁護士 参加できないほうですね。

○名取委員長 はい。

○久保弁護士 それは変わっていないと思います。

○名取委員長 そして、文京区が撮影する機会のほうに参加する。こちらのほうについてが、検診手当と交通費を込みで4,000円という形で委員会は提案したけれども、市のほうとのあれで、ここで4,000円と。交通費を細かくいろいろ出してもらうのは大変だから、定額にして、まとめて4,000円という形にまとまりつつという理解でよろしいですね。

○久保弁護士 そういうことです。

○名取委員長 わかりました。

今の御説明について、まず御質問はございますでしょうか。

○長松委員 この真ん中の、新たに医療機関を受診して胸部X撮影の場合、私は文京区にもう住んでいないので、外へ出て自分の近くで胸部Xを撮ります。この費用に関しては文京区に補填していただくということだと思うのですけれども、この場合も検診にかかる時間の損害について4,000円はいただけないということですか。

○久保弁護士 そうです。

○長松委員 この違いはどうなのでしょうか。同じことのような気もします。

○久保弁護士 当時考えたこととしては、一番近いところで医療機関に出向いて、検診を受けるだろうということを想定して、それについては特に検診の手当を考える必要はないだろうということで考えてそうなっています。藤沢市でやる検診の場合には、説明会も含めて参加するとなると長時間にもなりますし、そういうことも考慮して検診手当を考えたということです。

○名取委員長 そうすると、健康診査で撮影した画像の提供とか、ここの部分とかこちらの部分だと、もう既に撮っているわけでいいのですけれども、今、長松委員が言われたのは、今回、遠方にいて、この健康診断だけのために自由診療で受けた人の部分については区で受けた場合も同じではないかと。その場合も同額を出すべきではないかという御意見ですよね。そのところについてはちょっと整理が足りないのかもしれません。

ほかに、まず御質問、御意見はいかがですか。

よろしいですか。後でも結構です。

それで、それに対して、一応、区のほうから資料7が出されていますので、ごらんください。

もう一つ、最後に配られた「審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例」は区のほうが提出された資料になりますので、これは事務局の

ほうで御説明をお願いします。

○横山幼児保育課長 では、今、委員から御指摘がありました資料第7号について御説明を申し上げます。

前段、御説明いただいた藤沢市の例を私どものほうでもお話を伺いまして、文京区のほうでそれに相当する決め事について確認をしたところ、本日別途お配りをいたしました審理、喚問等々に関する条例というのがございました。

この中で、線を引かせていただいておりますが、第三条の第2項、第一号のところに、費用弁償の額が1日3,000円という規定がございまして、今回のケースに一番当てはまるものがこちらで、資料第7号にあります形で、今回の費用弁償ということで1日3,000円、交通費込みという形のものをお出しさせていただきました。

こちらは以上です。

○名取委員長 区としては、内部の方の説明を考えたら、この条例ぐらいしかなかったと。この条例が一番参考になるものだったということなのですね。

○横山幼児保育課長 はい。内容的には今回のことこそぐうのかなというところがございました。

○名取委員長 ただ、これをよく見ると、第三条、費用弁償の2の一ですけれども、これは特別区の存する区域内の旅費の費用弁償ですよね。

○横山幼児保育課長 はい。

○名取委員長 だから旅費については3,000円だと書いてありますけれども、先ほど言った、検診に要した3時間ぐらいに当たるという部分というのは、3,000円に足さなくてはいけなくはないのですか。

○横山幼児保育課長 一応、考え方として、そういったことも含んだ旅費、いわゆる参加にかかる経費を一切あわせたものということの解釈で、こちらのほうが規定をされているという解釈です。

○名取委員長 これは、出頭しているいとやっている時間の部分は出ないという考えですか。

○横山幼児保育課長 そうですね。出頭していただいて。

第3条の第2項に書いてございます、種類、さまざまな賃金あるいは宿泊料、嘱託料等も含んだ形になりますので、今回は、そういったおいでいただくことについての部分をこちらで賄うというイメージでございます。

○名取委員長 それで、久保先生、文京区のほうからは、区の条例の考え方からするとこうなのかなという御提案もあるようですが、これについて法律家の立場からどう整理をしたらよろしいか御意見があればぜひ伺いたいと思います。

○久保弁護士 ほかの区で私は委員ではないのですが、感想めいた話になるのですが、こういう、一応、検診手当なのですけれども、市の不注意によってばく露したという関係から補償するという立場を考えると、考えた方として、費用弁償条例の費用弁償というのは、

いろいろ市が判断するときに、証人のようにある特定の関係者を呼んで、それについていろいろお話を聞いた補償をするという考え方で、場合によっては、聴聞とか、出頭することが区民の一つの義務みたいなことが前提になっているような性格の中で、せっかく御協力いただいたので支給するというような内容なので、ストレートにそれを持ってきていいのかどうか、その性格づけからして、本来は市なり区の責任をもとにそういう補償をするということなので、やや違和感があると思います。

金額的にどうするのかというのは、いろいろなことを考えなければいけないので、3,000円が妥当ではないとかいうことではなく、それをそのままストレートに持ってくるのは、性格からしてちょっと違うのではないかと印象を持ちました。

○名取委員長 要するに、これはやや性格が違う形のものの例ではないかということですね。先生、藤沢市の御経験とここの部分を加味すると、大体幾らの案であれば、ちょうど落ちつきどころがいいかという案を出していただいたほうが、話が腑に落ちるのです。

○久保弁護士 ですから、それは案としては3,000円でもいいのではありません。これは本当に委員会でも金額を提示するときには、よって立つものが、こういう形で検診手当を出すというのは初めてのことですし、ほかのいろいろな事件でもそういうことが余り考えられたことがないので、いろいろにらみながら、これぐらいでいかがかということで決めるしか言えない。私どもの最初の報告書の提案は、4時間ぐらいで終わるだろうから2,500円と。それプラス実費の交通費ということですので、3,000円でしたら500円が交通費ですから、それはどうなのかというようなことです。私から言えることは。

○名取委員長 考えの範囲内の額ではあるという理解ですか。

○久保弁護士 だから、それをどう説明したら、区の中で、あるいはこれを関係のない区民の方に説明するときに、どういうものが一番いいのかというのは、実際、ストレートに、これだったら皆さん全員が納得できるというものはなかなかないものですから、いろいろ例を出して、その中でこれが妥当と決めたと言うしかないのではないかと思います。

○名取委員長 ということでございますが、きょう大筋を決めるという話もございますので、藤沢市は4,000円、文京区の案は3,000円ということでございますけれども、一応、委員会としてどのあたりがちょうどかというのは、きょう意見を言っておかないと、いずれは最終案のほうになってしまいます。

○久保弁護士 藤沢市の4,000円も市の中で決めたので、それが4,000円になぜなったのかというのは、私もつまびらかに聞いておりません。それは、多分いろいろ考慮した結果で、要するに、2,500円とするとあとの1,500円が交通費ですから、市内だと遠いところからどのぐらいかかるのだろうかとか、県内だったらどうなのだろうかということをにらみながら決めたのではないかと思います。

先ほどお話をあった、そのように交通費を実費で定額でやってしまうと、確かにフローチャートでは交通費も領収書を添えて市に申請するという形の提案は藤沢市も同じですので、そこはちょっと不公平が生じるということは場合によってはあり得る、遠いところへ

行かざるを得なかつたとか、予約したとしても時間がかかるのはかかるかもしれません。そこら辺は少し不公平になるかもしれません、市としては、それを一々確かめてやるというのは大変だから、そこは我慢してくださいというようなことで、このような案になつたのではないかと思います。

初めのフローチャートでは、複写にかかった手数料とか交通費を、領収書を添えて申請して支給するというような内容の提案ではあったのです。

文京区はどうするかは、考えていただいて決めていただければ。

○名取委員長 どうでしょうか。

一つ、ほかの自治体は4,000円とされているということは参考にはなるので、3,000円ではなくて何となく4,000円というように。文京区の条例は条例として大事にしながらも、他の自治体の場合は、実際に一定のそういう検診を受けざるを得なくなつた原因をつくったのが区であると。中立的な立場の方が出るわけではないというという点を加味すると4,000円であると。そういうあたりで他の自治体の例を書き込むことは可能かなと思われます。

○久保弁護士 藤沢市で検討する場合にも、やはり文京区のさしがや保育園の事件は、リビングケースでいろいろ参考にさせていただいて進めているので、ここで3,000円と決めるに、市の人々が、今度は3,000円でいいと決めるかもしれない、まだ確定ではないので、これから議会を通して、政策会議を。

○名取委員長 検診については藤沢市のほうが先に行っているわけです。つまり、ばく露から40年ぐらいたっている方が出始めているので、それは先に行かれているので、それは逆に文京区が参考にさせていただかなければいけないところはあると思うのです。村山先生、委員長を藤沢市でされている立場で何か御意見があれば、御追加ください。

○村山委員 額の問題は非常に悩ましいのですが、考え方として、5ページのほうにあるように、交通費はもちろんのですけれども、検診手当という考え方を入れるかどうかというところがあると思うのです。

つまり、本来、ばく露がなければこんな検診を受ける必要がなかつたのに、そのためにはわざわざ時間を使って来ていると。その時間を使ったことに対する手当を含めるかどうか。もし、それを含めるとすれば、先ほどの条例にある旅費という考え方はもちろんあっていいと思うのですが、それだけでは多分なくなるので、その点も含めた上で、3,000円なら3,000円という理由づけをしないといけないなという気がします。

○名取委員長 つまり、理由として、ここの検診手当というような項目は書かざるを得ないと。それと旅費とか区の条例とかを加味しつつ、どう書くかという話ですね。

○久保弁護士 私ばかり発言してあれなのですけれども、文京区の場合の検診の案というのも、この委員会の提案としては、交通費は実費で支給するというような、我々の報告書と同じような形になっていると思うのです。ですから、藤沢市の場合には、ある程度の特殊な事情もあって、もう4,000円で固定化してしまいましたけれども、場合によっては先ほどの意見にもありますように、交通費と複写にかかった手数料という実費を、領収書を徴収

して、それで支給するというのも方法としてはあり得ると思うので、必ず4,000円で固定あるいは3,000円で固定するのがいいかどうかは、こちらの委員会としてはそういう実費ということを考えたものですから。それも一つの。

○名取委員長 多分、遠方の方は、わざわざ区の検診に来るよりも、撮ったものを送るということもふえてくるので、それは余りにたくさんは想定しなくてもいいのかなとは思うのと、全部個別につけるとなかなかいろいろな問題があるので、処理は一定である。それならそれで、検診手当という考え方と交通費というものを合算して、ざっくりこの辺のという考え方もあるのかなというところですね。

この前の場合は、検診手当という考え方では、2時間ぐらいはかかるのだから2,500円ぐらいは最低で、1時間のいろいろな時給とか最低賃金等々を考えてもそのぐらいはとらないといけないという考え方があって、プラスという考え方ですから、やはり4,000円か5,000円ぐらいというあたりにしておいたほうがいいのですかね。もう面倒くさいので、3,000円でオーケーだと思う方がいたら挙手していただいてもいいですか。

(挙手なし)

○名取委員長 いないですね。では、4,000円以上のはうがいいという方は。

(賛成委員挙手)

○名取委員長 4,000円以上がいいという方がほとんどですね。では、5,000円がいいという方はいらっしゃいますか。

(賛成委員挙手)

○名取委員長 5,000円がいいという方は2人ぐらいですね。4,000円から5,000円ぐらいのあたりが、どうも委員の方の御意見としては多いということだろうと思われます。どうぞ。

○加藤子ども家庭部長 金額が幾らかというのは私のほうから言える立場ではないのですけれども、ただ、こちらの条例にもあるように、これが正しいとは限らないのですけれども、行政の中でさまざまお金を支出するには必ず根拠が必要で、税金もお預かりしているという立場ですので、例えば5,000円になった場合に、ではどういった考え方で5,000円にしたのかと、5,000円ぐらいがいいとか6,000円ぐらいがいいというのだと、なかなかこちらとしても区民の方あるいは議会へ説明できないので、金額が幾らではなければいけないというのは私はないですけれども、ただ、このぐらいというのではなくて、何らか。

○名取委員長 検診に2時間半はかかると。それで最賃から考えても2,500円ぐらいになると。プラス交通費を足すという考え方でつくられていると先ほど説明がございましたよね。

先ほども村山委員のほうからも、「この部分は書くなら考え方を書かなければダメでないか」という御提案があったと思います。久保先生のほうからも、費用弁償に関する中立的な立場で区民がかかわるものと、区が実際に起こした、事件で起きた被害的な方と同じにしていいのかという観点を加味してこう決めたという書き方をしたらどうだということで、3,000円をちょっと上げるというほうが、何となく理にかなっているのではないかという御意見だったと思います。

その中で、他の自治体の例も引けますので、他の自治体は4,000円にしているという例もありますので、4,000円から5,000円ぐらいで、4,000円という意見は、きょう参加の委員は全員賛成されたと。3,000円の意見はなかったということになりますので、一応、委員会としては4,000円以上というあたりの御提案をさせていただくと。今の提案はここへ書いたほうがいいですか。そういう方向で書かせていただこうと思います。

では、この件はよろしいですか。特にほかに追加がなければ、そういう形で委員会のほうとしては書かせていただこうと思います。もちろん、資料としてはこちらをつけていただいて、区のほうとしてはこういう考え方のもとでの案であるということについては、当然お書きいたします。ということで、最初の協議事項の「健康診断にかかる必要経費の補償について」は以上といたします。

久保先生、お時間があればずっと御参加いただいても結構ですし、お時間がないようであれば御退席いただいても結構でございますので、そのあたりはお任せいたします。

○久保弁護士　はい。

○名取委員長　2番目は「記念誌について」で、記念誌についても、きょう結論を出させていただきたいと思っております。

1つは、長松委員のほうにお願いいたしました資料9-1、保育者の案というのがございます。資料9-2が事務局のほうから案が出ております。

まず長松委員のほうから資料9-1、記念誌についてを御説明いただきたいと思います。

○長松委員　お配りした資料をごらんください。これはきょう突然できたのではなくて、今までに何度も私と森さんと一緒に御提案をした内容で、反論もなく、先生方に去年までの委員会でお認めいただいたものであります。

まず冒頭は、前回も申しましたけれども、何度も話し合ったのに、突然事務局で変えるということが非常に不透明で、私ども保護者2名としては、そういうのは本当にやめてほしいと申し上げておきたいと思います。今後、そういうことのないようにしてください。

「目的」は、さしがや保育園アスベスト災害で起こったことを、当時の園児、保護者、当事者だけではなくて、今後の世代に伝えることを目的とするものであります。

「目次」は、巻頭に区長のお言葉をいただき、災害の経緯を説明していただき、それに対して文京区がどのような取り組みを行ってきたのかを説明していただきます。

そして、この間行ったシンポジウム2018年の記録で、先生方の御講演内容、シンポジウム、フロアから出ましたQ&Aについても載せてください。

その後、これまで、この委員会だけではなくて、保護者がさまざまな活動をしてまいりましたので、その記録も載せてほしいと思います。これについては今まで保護者の会の会長だった今井桂子さんが御適任だと思いますが、この辺については本人に了承をとっておりません。

その後は、当時からこれまでにお支えいただいた先生方に簡単なメッセージをいただきたいと思います。できればお写真もいただきたいと思います。ここにもし載っていない方

がいらしたら、どうぞ追加をしてください。

内山先生。

名取先生。

永倉さん。

西田さん。

古谷さん。

安達先生。

弁護士の牛島先生。

木村民子さん。

品田ひでこさん。

久住さんの下のお名前が思い出せませんが、文京区の久住さん、大変お世話になりました。

森蘭子先生。

保坂先生。

もっとたくさんの方がおかげわりいただきましたので、その先生方に文京区からお願ひをしてメッセージをいただいてください。

これは希望者といいますか、メッセージをくださった方に、保護者及び当時の園児からメッセージをいただくということあります。

表紙とイラストについては、これも今までの委員会で御提案申し上げましたとおり、保護者のお一人であるツツミエミコさんがこれまでこの委員会においてイラストを提供してくださっていますので、ぜひいただきたいと思います。

私ども保護者のお願いとしては、記録誌であると同時に、これを読んだ人たちが、これまで頑張ってきたことをポジティブに受けとめて、今後の人生を歩いていただくための温かいものとしておりますので、その意向をぜひ酌み取っていただきたいと思います。

以上です。

○名取委員長 ありがとうございました。

それに関しまして、文京区のほうから資料9-2という形で事務局の案が出ておりますので、どの点は保護者のものも全く問題は全くなないと。ただ、どこのところについては、文京区としては、この点から問題に感じるところがあるというところを明確にしながら御説明をお願いしたいと思います。

○横山幼稚保育課長 一つ一つの項目ということではないのですけれども、今、御提案いただきました内容につきまして、区といたしまして冊子をつくることを考えた際に、これまでのいろいろなお話を伺っていく中で、20年の経緯というところもございますが、それはここまでの大要という形で掲載するのはもちろんのですけれども、今後、当時の園児の皆さん方が二十を迎えて大人になっていくに当たって、特に今回お話を聞いていただいている健康診断などもこれから始まるところもございますので、前を向いて、今後どういった

形で体制が整えられていくのかといったようなことを、振り返りもさることながら、今後の対応について、特にこの委員会でもさまざまな議論をしていただきて、健康対策に向けてのメッセージを送っていただくこともできるのではないかと思ったところから、振り返りというよりは今後のことについてのテーマをいろいろと挙げさせていただいたところでございます。

なお、さまざまな方のお話をいただくという話もございましたが、内容的に個人情報のところもございますし、特段、全ての対象となる園児の方に、今回、こういったことが載りますということについてのお話をするに当たっては、以前の委員会でもお話がありましたが、一方で前向きに捉えていただく前提というはあるかなと思いますけれども、それが冊子として届けられるという前提でのお話になりますが、それを見た形で、余り触れられたくないのかなという方もいらっしゃると思いましたので、まずはその事実関係の内容に即したものにするということについて、御提案をさせていただいたところです。

あわせて、一番下に「その他」で書かせていただいておりますが、また同じように、今、若い方にアプローチしやすい媒体の手法もありかなということで、電子媒体の活用というのは御提案をさせていただいたところになります。

○名取委員長 例えは、この目次のところでいくと「シンポジウム2018の記録」で、保護者の委員の作成した講演とかシンポジウムについて、ここについて載せることは全く相違はないですか。

○横山幼児保育課長 はい。そちらは記録もとらせていただいておりますので、概要、取り組み等あわせて、シンポジウムの記録ということです。

○名取委員長 例えは「アスベスト災害に対する文京区のとりくみ」で、今後の健康対策とかそういうものを書いたりというのを保育課のほうでされると。

○横山幼児保育課長 はい。

○名取委員長 もしくは、災害の概要、だから最初の目次の3つぐらいについては問題はないわけですね。

○横山幼児保育課長 はい。

○名取委員長 こちらは重複していると。

卷頭の文京区長のお言葉をいただくのは可能なのでしょうか。

○横山幼児保育課長 これは確認させていただきたいと思います。

○名取委員長 これについてはオーケーならばオーケーであると。

文京区としては、表紙とかイラストをつけるということについては特に問題はないわけですね。

○横山幼児保育課長 このことについては、いわゆる方向性の部分がありますので、どういう形がよろしいかというスタイルのほうになるのかなと思っております。

○名取委員長 でも、そういうことについては、余り大きな問題とは思ってはいないということでおよろしいですね。表紙・イラストをつけるのは構わない。

すると問題は、文京区が懸念されているのは、言ってみれば「支援者が振り返る災害」というようなあたりについて、どういう範囲でどういうものを載せるか、公的ではない部分について懸念されているという理解ですか。

○横山幼児保育課長 そういったニュアンスでございます。

○長松委員 これは、文京区にかかわっていない、ずっと委員ですけれども。

○名取委員長 委員は安達委員までですよね。下の6人は違いますよね。

○長松委員 久住さんはお役人。森先生、保坂先生は委員でしたよね。

すると、議員の人は嫌だと。牛島先生は確かに委員ではなかった。では、このお三人は除けばいいというわけですか。

○横山幼児保育課長 その辺について、あとはお書きいただく内容がデリケートなものにならなければいいかなというところがちょっと気になっているのです。

○長松委員 デリケートの意味がわからないのですけれども、今までを振り返って、これは何度も言いましたけれども、皆さんにもお配りしたと思うのですが前につくったものがあるのです。それをちゃんと文京区の全部の図書館にも置いていただいて、ただ、20年たってしまったので、御支援いただいた方たちが非常に高齢化し、私たちも高齢化しているので、ここで記録を残したいという趣旨でやろうということで御提案を今までずっとしているのであります。

ですから、どうデリケートなのがいけないのか、文京区が悪いというのがいけないのか、もちろんプライバシーを出す、個人情報を出すというのはいけないと思うのですけれども、当時の被害者たちや関係者の人たちにメッセージをもらうというので、そんなにすごく校閲がかかるようなことというのがよくわからないです。

○名取委員長 恐らく、こちらの案のところでいくと、校正を委員会と文京区のほうでさせてくれというのが文京区案に書いてあるので、多分、そのところを気にされているのではないですか。

○長松委員 何が嫌なのかちょっとよくわからないのですけれども、こここの会でまず拝見するのならいいのですけれども、勝手には嫌です。

○名取委員長 この委員会と文京区で出すものだから、そこの部分の校正を通すということは了承してもらっていいですねということを言われている。

○長松委員 文京区だけがするのではないですね。この委員会は入っている。では、いいのではないでしょうか。

当時すごく働いてくださった方たちですけれども、この議員さんもだめなのですか。

○横山幼児保育課長 どなたが適切で、どなたが適切ではないかというところについては、それぞれいろいろな状況があると思うので、今、私からこの人がいいけれどもこの人はだめですというのは判断できないのです。

○長松委員 でも、今、名取先生が一人一人おっしゃっていたら、横山さんがだめとおっしゃったのは、明らかに牛島さんと木村さんと品田さんだったので。

○横山幼稚保育課長 私どもで判断できるのは、委員会の方であれば、今回、これまでの経緯をよく御存じで、かつ、いきさつをしっかり当時の委員としてお考えいただいたことがあるので、そういうところについては一定の判断ができるのかなというところです。

○長松委員 わかりました。委員の方ならいいということでしたら、私もそれはとてもいいアイデアだと思います。私はここに全部が思い出せなかつたので、どうぞ全員の委員の方にお声を、そういうことでしたら喜んで承ります。よろしくお願ひします。

○横山幼稚保育課長 あとは現役の委員の方で校正してというのがいいのかなと思ってこの事務局案をお示ししたのです。

○長松委員 反対です。今までの人が知っているのではないか。ここは現役の先生は今一生懸命考えてくださったけれども、現役の方だと過去のその当時のことわからなくなってしまいます。10年たって、20年たって、私たちがいなくなってしまっても、これを見て思い出してくださるようにするためにつくるのですから、現役には反対です。もし、現役の方も含めて今までの古い方に書いていただくようお願いいたします。

○名取委員長 では、議員の方は外して、当然弁護士さんは外して、過去の委員に絞るということであれば、区としても許容できる範囲という考え方でよろしいですか。

保護者はそれでよろしいですか。

○森委員 あと、追加ですけれども、現時点で、いわゆる、きょうでもいいのですけれども、20年というところのコメントを、委員の方でネガでもポジでも私はいいと思うのですけれども、現時点でのコメントを。現在の委員の方はもちろん当時のことわからぬから、それを園児がわかるような言葉でコメントをしていただければ私は全然いいので、それを未来永劫残すということなのですけれども、現時点の話で、この先のことは構わないと思うので、委員の方の、子供たちに伝わるメッセージというのをぜひお願ひしたいと思います。ただそれだけです。難しいことではないと思うので、委員の方で十分だと思います。

以上です。

○名取委員長 とにかく、旧委員と現委員についてはお寄せいただいたのは掲載するのは構わないということと、校正については専門委員会と文京区を通した上で発行していくという形をとると。それから「保護者と元園児からのメッセージ」についての欄が保護者委員の提案にはあるのですけれども、ここについて、文京区のほうで何か気になる点はあるのですか

○横山幼稚保育課長 これにつきましては、いろいろな考え方の方がいらっしゃるので、御賛同いただける方が載せますよというお話の御提案だとは思うのですけれども、一方で、載せていいですよという方、御自身の判断もありながら、同じ園児で、当時一緒に過ごした方の関係性とかつながり等もあるので、一概に当時のお友達の方が載っているということが、ほかの方にとってプラスに作用するのか、一方で、ちょっと気になってしまいうことに作用するのかというのが判断できない以上、その辺については掲載についてはネ

ガティブかなということで判断させていただいたところです。

○名取委員長 今、よくわかりにくかったのですが。

○横山幼児保育課長 なので、掲載については、載っていることで、当時のことと自分のお友達といいますか同じ園で過ごしていた方のお名前を見ることが、その人にとってそうだったよなど前向きに捉える方もいる一方で、やはり思い出したくないと思われる方もいるということも考えられます。

○名取委員長 思い出したくない方は載せないから、見にまで来る人というのは。

まず、一つ一つ整理しましょう。保護者の方は紙媒体と考えていますけれども、実は文京区は、媒体自体は、できたら今後の児童のことを考えると、紙媒体ではなくて電子媒体でスマホ版をつくるのに一本化したいとお考えなのですね。

○横山幼児保育課長 はい。それも一つ。

○名取委員長 一つはね。今後のお子さんを考えると、本とかパンフレット的なものにしないで、文京区のホームページに委員会と文京区が了承のもとに掲載するようなものにしたいという御提案で、紙はつくらないというような御提案で、スマホ版。

デザイン・表紙・イラストはお願いするし中身も作成するけれども、紙媒体ではないほうがみんなが見るのではないという御提案なのですけれども、そこについてはいかがでしょう。

○森委員 うちの家の話だけをすると、言葉 자체がおかしいという話で「20周年」なんていう言葉はおかしいし、記念誌とは何なんだという話になっていて、それでは話が進まないから、でも言葉として言おうではないかということを、うちの家の中では。そこでとまっているのです。

記念誌などというのは俺にとってはないわけで、記念されてどうするのだという話なので、その考え方を。私は保護者なので、その辺を皆さんに一般的に考えて議論していただきたいなというところなので、そのあたりから冊子にするのかPDFだけにするのかというようなところに議論をしていただきたいと思っています。うちの家の中はそこでとまっている感じです。何か漠然とし過ぎていますけれども、そんなような感じです。

○名取委員長 君に伝えるみたいな、そんな感じのことなのですかね。

○森委員 先ほども言ったとおり、子供が見てわかれば、ネガでもポジでもいいのです。

○長松委員 20周年と書いていない。

○森委員 もちろん、うちの中の言葉なので。

○名取委員長 20とか書かないで「君たちに伝えたい、以前、さしがや保育園で起きたこと」みたいな感じで、いろいろな人のものが並んでいたり、文京区の正式なものが並んでいて、そのようなものであればいいというイメージですね。

○森委員 あと、この間も講演のときにも、実際の方がどこにアクセスしていいかわからないという言葉も出てきているのです。

○名取委員長 そこはまたホームページで。次回の委員会でホームページをどう直すかの

ところで議論をしたいと思うのです。

では、媒体としては、紙ではなくてもそれは構わないですか。

○長松委員 私は紙がいいです。やはり国会図書館に置くために、前回、100万円自腹を切ったので、ずっと残すのは。PDFにするのならPDFにして載せたらいいのです。でも、最後に聖書だってパピルスで残っていたのですから、やはり紙で残したい。

○名取委員長 それはISBNをとりたいということですか。後ろの。

○長松委員 ISBNをとったらしいではないですか。今、全部の図書館に置いていただいているので、やはり紙でしょう。そう思います。

○名取委員長 それが、この前出された38万ぐらいでできるというお見積もりを出されましたよね。

○長松委員 そうです。

○名取委員長 あれは1,000とか図書館寄贈を考えてそのぐらいということですか。

○長松委員 1,000もやっていないのです。あれは300ぐらいでとりあえずつくったのです。

○名取委員長 部数ははっきり言ったら。

○長松委員 余り関係ないと思います。

○名取委員長 はい。版下ができればあとは関係ない話です。

要するに、今の話だと、紙もどちらもということですか。

○長松委員 PDFは結構なりますけれども、それが文京区がいいとおっしゃるのなら、紙からPDFに落としてどこかに張りつけるのはそんなに難しいことではない。だって、文京区はそうしようと思っているのですよね。

○名取委員長 文京区はスマホ版にだんだんしていこうと思っている。

○長松委員 でも、紙もあっていいと思います。ですから、紙があってPDF版も両方つくつたらいかがでしょうか。

○名取委員長 スマホと紙。

○長松委員 スマホなのかよくわからないですが。

○森委員 パソコンも。

○名取委員長 PDFもつくれば、比較的版下としては使えると思うのです。

○長松委員 例えば、少なくとも国会図書館と文京区の図書館には置く分だけ。お金がないときによくやる手ですけれども、報告書として入れると。だけれども、みんなに配るのが嫌だと。でも、当事者の人に配らないというのはありますか。私たちももらえないということですか。文京区のホームページにアクセスしてPDFを見ろということですか。それから、これを書いてくださった先生方、メッセージをくださった方にも、PDFをここで見てくださいという手紙を送っておしまいということですか。紙でつくればいいなと思います。

○名取委員長 どちらともというのも、もちろんできなくはないです。

さて、昨年いらした委員から追加の御意見をいただいたほうがいいので、保坂先生のほうからお願いします。

まずことしから入った者は、どんな話があったのかあれなので、もし御意見があれば、どうしたほうがいいという御提案をいただければ助かります。

○保坂委員 私はどちらというと年をとったほうで、今のスマホとかネットについていっていないほうなので、本があったほうがいいなという気持ちもあるけれども、これからの人たちは。

だから、本はそこにあればずっと残っていきますから、そういう意味では意味があるかもしれないけれども、いろいろな人が見るという意味では、今後はそれよりはネット社会で残っていくというほうがありなのかなと思って、今どうなのかなと思って聞いていたのですけれども、それぐらいしか言えません。

○名取委員長 樋野先生、いかがですか。

○樋野委員 両方あったほうがいいのではないかですか。

○名取委員長 毛利先生、いかがでしょうか。

○毛利委員 私も両方が必要だと思います。

○名取委員長 というのが、今までいた、昨年の委員会も御経験した委員は、比較的どちらもあったほうがいいというお気持ちの方が強いのでしょうか。

どうでございますか。三十数万円という余り高くはないお話なので、それはいかがなものでしょうか。

○横山児童保育課長 これは前回の委員会でも申し上げたのですが、金額の多寡ということではなくて、紙をつくって、誰にどのように使うか、何部つくるのかといったようなところの適正性というのについて、お話をいただければと思っているのです。

○名取委員長 希望しますかと言って、希望したくないと言えば、その方々、園児、保護者には送らないという方法はとれますね。だから、希望しない人には送らないやり方は、そうやってこういうものをつくりましたけれども、希望されますか、されませんかというのを送れば、そこで希望しない方には情報をストップして、それ以上、昔のことを思い出すという機会はなくなるということですね。

ただ、図書館に置くとか、やはり紙媒体のほうになれている方もまだいらっしゃるという御意見もありますので、大きく言うとどちらもつくるという案のほうが、皆さんのお見として多いというあたりかなと。

どうぞ。

○加藤子ども家庭部長 目的をどうするかというところによって媒体は多分違ってくると思うのですけれども、例えば保存ということで言えば当然紙媒体のほうがいいですし、広く見ていただくということであれば、これから若い人はそういった電子媒体を見るので、先ほど課長のほうからもありましたけれども、金額の多寡ではなくて、やはりどういう目的でというのがはっきりしていれば、そういった提言をいただいて、こちらのほうで予算のほうも含めてどう考えるという検討はできるのですけれども、目的の部分をどういう形で考えられているというところが。

○名取委員長 目的は、恐らく、低濃度のリスクについて持たれた方で、何かのときに探すときにこうなのだと。しかも、恐らく、それぞれの委員で若干声かけというか言葉が違ったりすると思うので、そうすると、例えば、10人ぐらいの言葉が発せられると、どれかの言葉はそのお子さんに届く。この個性からこの個性には届くとか。そういうことはあり得るかなと思うのです、複数の人が発信するということの意味が、逆に言うと複数の感受性を持った子供さんたちに伝わるといった意味があると思うので、何となく私のあれば、おじさん、おばさんから君たちへではないですけれども、そんなような感じでよりわかりやすく、小難しいことを書いてはだめとか、お願ひする依頼文、いろいろアスベストを吸われたけれども、今後生きていく君へという感じを持って書いてくださいとか、それをイメージして書いたものではないと困りますとか、そういうようなものにしていただく。

例えば、つらくなったりしたときにはこう思ってねとか、入れる言葉を逆にもうちょっと編集した上で依頼をするということが、ある程度低リスクだけれども、ちょっとの危なさを感じていない人には伝わってもらわなければいけないし、でも励ましもという、そのあたりのところの書いていただく項目も練った編集を次回以降に統合してさせてもらって、その案に従っていくというのであればよろしいですか。次の委員会でもう一回、統合した案をつくらせていただいて、そのときの書いていただく方への依頼事項案というのをつくる。

○加藤子ども家庭部長 そうしていただければ、多分、いろいろな考え方があると思いますので、その辺、そういう形で、ではこういった書きぶりでこういった媒体でというところがまとまってくると思いますので、そこの考えをいただけすると助かります。

○名取委員長 御意見をどうぞ。

○春原委員 先ほど、文京区の方からの「保護者と元園児からのメッセージ」というのは、受ける側がいろいろ感じるだろうから出さない方向でという御意見だと思うのですが、被害を受けた当事者のメッセージを除いてしまって、支援者と行政だけの本になってしまっては私はおかしいと思うのです。やはり当事者が受けている、感じていることを表現する場として、この執筆というのが意味があるのではないかと思います。

○名取委員長 本来、多分、そこがあったほうが、当事者の自分と合った人のものが載っていることにより、受けとめるものが大きいですものね。

○春原委員 嫌だなと思う子供がもしいたら、それは読まないと、それを捨ててしまうとか、それはその子供に任せればいいことで、だけれども当事者のメッセージは必要だなと私は思います。

○名取委員長 多分、それが逆に言うと、心の奥には一番届くメッセージだったりする可能性も高いので、やはり支援というよりはピアな形のものを出せる人のほうが本当は望ましいというのはおっしゃるとおりかなと思いますので、委員のところも載せると同時に、できたら子供さんで書いてもいいという方がいたら、書いていいよという部分はあったほうがよさそうですね。それはもちろん委員会のところで、若干、こういうところを注意してねというか、若干あれですけれども。

○加藤子ども家庭部長 それと、目的の部分と、冊子になるかPDFになるかわかりませんけれども、それについては、例えば区として出すのか、この委員会として出すのか、費用負担は区のほうでしますけれども、誰が出すという形なのか、それによっても違ってくると思うので、それは文京区で出す形なのか委員会で出す形なのか、保護者の方も含めて、そこは。

○名取委員長 ここ自体が区に委嘱されていますからね。

○加藤子ども家庭部長 区が出すという形でよろしいですか。

○名取委員長 どうなのでしょうね。区が出すという形にならざるを得ないのではないですか。ホームページを載せるということは結局区ですものね。

そこで、若干、ある形の、区としての校正というのが、どこら辺にあるのか。先ほど言った、個人情報に触れるとか、幾つかのところはちょっと困るというはあるかと思います。

○加藤子ども家庭部長 お話しいただいた件とか、個人情報のこととかさまざまあるので、この委員会で出すということはないと思うのですけれども、区が出すという位置づけて区的にどうするかという考え方の整理を。

○名取委員長 そしたら、逆に言うと、区のほうとして、ここ部分までであると、区の何に触れることがあるというような御提案を次回いただければ、何かあるのならばそこについて御意見をいただければ、その点は考慮していくことでいかがですか。

○森委員 あと、以前に出した冊子もありますから、そのあたりをどうやってやったかというのをもう一回検証して、あれは父母の意見も載っているので、ぼこっとつくるのではなくて、大いにあれを参考にして、一度ここで議論をしてもいいかなと思います。

○名取委員長 では、このところも統合させていただいて、場合によってはそこのすり合わせを委員会の前に別途して、それで案を出したり、また、区のほうでも区のほうのお考えもあると思うので、その点は出させてもらいます。そんな方向でよろしいですか。

○樋野委員 この間、私、明治以降の環境発がんの整理をさせられて、足尾銅山以降、日本の公害は56個あるのです。その論文を書いて、公害病の日本の歴史を書いたのですけれども、そのときに、アスベストの問題はそれから50番目ぐらいなのですけれども、その後また公害病が出ているのですけれども、こういう本を出すときに、先ほど文京区で出すか委員会で出すかというときに、微妙なところがありますね。私は両方で出した方がいいと思います。文京区と委員会の共催のほうがいいように思います。

○名取委員長 もし、その理由があれば、この点でいうことをお願いします。

○樋野委員 やはり委員会の責任もあるのです。やはりそういう本、歴史的な本を出すときには責任は誰かが明確ではないと。文京区とか政府が主催すると責任が曖昧になってしまいます。それは文京区のそのときの委員は定年したり、いなくなりますから。だけれども、委員会のメンバーの名前がリストされるから。そのほうが責任が明確です。私は両方で出した方がいいのではないかと。やはり、個人名が出ないと責任がとれないから。そう思い

ます。

○名取委員長 今のような御意見も含めて、もう一度1月に開催する検討事項の一つの柱にさせていただこうと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ちょっと時間も押してまいりましたが「3 健康診断の実施内容について」で、まずきょうは村山先生のほうから参考意見の1が出ております。参考意見の1について村山先生のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○村山委員 参考資料1は「健康診断に伴う放射線被ばくにより想定されるリスクの程度」ということなのですが、こちらも藤沢市の委員会の中で議論していたものになります。

あちらは先行して健康診断をやっているわけですが、リスクのレベルとしては、恐らくこのさしがやの事例に比べると低い、1桁ぐらいは多分低いと思います。その分、健康診断を受けるときに放射線を浴びることによるリスクはどうなのだろうかというような意見が出てきたので、こちらのほうにまとめたものということです。

あくまでこれは一つの資料ということで見ていただきたいと思うのですが、真ん中の上のほうにある図が、放射線の量に応じてどの程度がんがふえていくかといったようなものを示しています。

この資料は、放射線医学総合研究所という国の機関がまとめたもので、一つの考え方という形で見ていただきたいのですけれども、放射線のリスクは、私が主にやってきている化学物質のリスクに比べると非常に難しいところがあって、この資料も基本的には昔の原爆の影響を受けた方々を対象にしたデータでつくられているものです。その分、かなりレベルが高いところで、放射線の量に応じてどの程度がんがふえるかということがわかつてきています。

この資料にあるように、100ミリシーベルトというレベルぐらいを超えるとどれぐらいふえていくかと。100ミリシーベルトの場合は、既に発生しているがんに加えて0.5%ぐらいがんによる死者の方がふえるのではないかと。その後は、200、300となるに従って比例的にふえていくだろうということが、この図では示されています。

ただ、問題なのは、100ミリというレベルではなくて、もっと低いレベルで、この図では点線の部分ですけれども、このレベルで一体どうなのだろうということが問題になります。特に健康診断のようなレベルで放射線を受けるということを考えると、非常に低い、1ミリにも達しないレベルです。

そのレベルについては実ははっきりしていないというのが現状です。ただし、この図では非常に高いレベルで比例的にふえていくということを逆に考えて、低いレベルだと逆に比例的に減少していくだろうと。そうした場合にどうなのだろうかということを点線で示しているということなのです。

こういう考え方で、仮に高いレベルでの比例関係が低いレベルでも成り立つとすれば、一体どれぐらいのリスクが生じるかというのが下にある表になります。

胸部レントゲンとかCTでどれぐらいの被ばくを受けるか。これもいろいろ数字があるの

ですけれども、同じ研究所から出ている数字をこちらに示しています。

CTの場合は少し幅があるようで5から30ミリシーベルトとなっていますが、例えばこういうようなレベルを受けた場合に発生するリスクがどうかというのが、こちらにある数字です。

胸部レントゲンの場合は、100万人に3人程度ですが、CTの場合は少し高くなつて1万人当たり2~3人とか1,000人に1~2人という形になっています。

あくまでこれは上の図で、比例的な関係があった場合ということなので、実際はこの点線の部分ははつきりと疫学的な調査でわかっているわけではありませんので、仮にこういう関係があった場合に発生するリスクということです。

本当に放射線は非常に難しくて、非常に低いレベルだと、逆に身体にはよい影響があるというような見方もありますので、そこまで含めるところといったリスクは本当にはつきりしなくなつてくるのですが、ある意味で、仮にリスクが高いレベルで発生した場合はこれぐらいだろうというような見方になるのかなと考えています。

以上です。

○名取委員長 ありがとうございました。

今の御発表について、要するに、はつきりわかっているところは高いところであると。そこからそのまま量反応関係で直線を引いていいのだろうかというところについては、ある面で言うと、アスベストと比べるとよりわかっていないというのが放射線であるということなので、放射線とアスベストの、アスベストの何かを見つけるプラスと、放射線のマイナスと比較するというのは、実はしにくいということですが、いかがでしょうか。御質問と御意見があればお寄せいただければ。

できたらこれも参考資料として最終報告書案へ入れさせていただいた上でまとめをつくりたいこうと思っていますけれども、いかがでしょうか。

御意見として、これを入れるということについてはよろしいですか。

それでは、もう一つ「2019年以降のアスベスト検診の論点 整理」という、きょうの資料の追加で別途1枚紙で配ったものがございます。

一応、各先生方から追加の意見があつたら書き込んでくださいと言って御意見の依頼をしましたが、どなたからもなかつたので、委員会のときに大体御意見は言われたのだろうという理解をしております。

それで、委員会のときに出了意見をまとめさせていただきましたが、検診の推奨をするか否かという論点がありました。

肺がんの早期発見の可能性は書いてくれという意見がありました。

放射線の推計の概要は、この村山先生の資料を使っていただきます。

低濃度リスクになつてくるので、十分なエビデンスがないということを何か書いておかなければいけないということになります。

あとは、科学の問題だけではないので、政策的な観点を含めて、言ってみれば早期発見

のことを考えるとやっておいたほうが安心ですみたいなことを書くとか、そういうような点になってくる可能性があると思います。

女性についての注意は必ず促すということです。

個人の選択で、それを希望しない方はどうぞと。それをしないのはありというようなことです。

もちろん、胸膜plaーカがあれば、これは検診の推奨のエビデンスになってきますので、これは重要なことであるということになります。

そういうあたりのことを盛り込んで、最終意見を1月に出させていただく。それは検討していただけます。こういう方向になろうかと思いますが、そういうことでよろしいですか。では、そういう案をつくります。

三疾患の書き方ですが、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚についての記載の表現は検討して出させていただきます。

先日、御意見があった補償についてのところの検討は、来年度以降の委員会の課題になって、本年度にそこに入るには難しいです。法律の関係者が入りませんと、補償について入っては行けません。補償については今年度の課題とはしないで、その部分については来年度以降の課題という形にさせていただきたいと考えております。ということで、一応、きょうの協議事項3つは終わりました。

次の委員会は、先ほど出ましたが、検診の最終案と、ホームページをどうするかということがあるので、ホームページについては、今、文京区のほうから参考で、次回のために見ておいてくださいという資料8が入っています。

文京区としては、ホームページの中に載せるとすると、どうしてもいろいろなデザインとか内容の統一性の観点は守りたいということがございますので、たしか次回はホームページとかを見るような会議室を使わせていただくという話でしたよね。

○横山幼児保育課長　はい。

○名取委員長　ですから、ここではなくて、見ながら検討ができる、ここはこうしたほうがいいのではないかみたいなことが話せるような場所を考えているということになります。

○横山幼児保育課長　委員長、会場がここではないということではなく、例えば、ここでスクリーンを用意するということもあり得ます。

○名取委員長　それから、先ほどありましたが、記念ではないですね。記念という言い方自体が問題ではないかという御意見もございましたので、今後の君たちへみたいなものをどうつくるのかということについては、その3つの課題を次回の委員会でさせていただけて、1月で終われば終わりますし、終わらなければもう一回、2月か3月の冒頭にさせていただくということになりますが、ほかに何か御意見はありますか。

よろしければ、これでこちらの委員会は終わりで、事務局のほうにお戻しますが、何か事務局からありますか。

○横山幼児保育課長　こちらは特にございません。

○名取委員長 では、長い間、どうも御議論ありがとうございました。よろしくお願いいいたします。